

筑波大学法科大学院 受動喫煙防止規則

(平成 18 年 6 月 14 日実施)

第 1 条 (目的) 筑波大学法科大学院 (大学院ビジネス科学研究科法曹専攻) は、健康増進法 (平成 14 年 8 月 2 日法律第 103 号) 第 25 条の趣旨に鑑み、学校施設を利用する者の受動喫煙 (室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。) を防止するとともに、健康の増進を図るため、本規則を制定する。

第 2 条 (施設内での喫煙の禁止) 筑波大学法科大学院を利用する者は、筑波大学秋葉原キャンパス (秋葉原ダイビル 14 階および 15 階) 内のすべての場所 (共用部分を含む) において、喫煙し、または、他人に喫煙させてはならない。

第 3 条 (受動喫煙の防止義務) 筑波大学法科大学院を利用する者は、筑波大学秋葉原キャンパスにおける、以下のような施設構造上の特質に配慮して、筑波大学秋葉原キャンパス内のすべての場所において、受動喫煙の防止に努めなければならない。

- 1 窓の開閉による換気が不可能であること。
- 2 空調を通じ各区画内の空気が循環すること。

第 4 条 (教職員の特段の義務) 筑波大学法科大学院の教職員は、学生による筑波大学秋葉原キャンパスの利用を妨げないため、講義室、ゼミ室、図書室、教員研究室その他秋葉原キャンパス内のすべての場所において、受動喫煙の防止に努める特段の義務を負う。

○参照条文

健康増進法 (平成 14 年 8 月 2 日法律第 103 号)

第 25 条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙 (室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。) を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。